静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金交付要綱

第１　趣旨

知事は、静岡茶の輸出を促進するため、「静岡茶海外戦略展開支援事業」を行う茶業関係団体及び茶業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

(1) この要綱において「静岡茶海外戦略展開支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア　海外販路開拓支援事業

茶業関係団体及び産業支援機関等で組織するコンソーシアムが連携して行う、海外での大規模販路開拓に取り組む事業

イ　輸出拡大生産転換設備等導入支援事業

輸出生産拠点の茶業者等が行う、輸出需要に対応した茶の生産体制への転換を図るために必要な施設又は設備等を導入する事業

ウ　輸出拡大生産体制強化支援事業

輸出生産拠点の茶業者等が行う、輸出需要の高い有機茶やてん茶等の生産に適する品種への改植や新植、被覆栽培への転換に取り組む、又はその取組に補助する事業

(2) この要綱において「茶業関係団体」とは、法人格を有する県内の組織であり、茶の生産、加工、流通、販売、研究、教育、普及活動など茶に関連する業務や活動を行う団体のことをいう。

(3) この要綱において「産業支援機関等」とは県内に事業所を有する商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関等、産業の振興や中小企業の支援を事業目的又は事業内容としている法人等のことをいう。ただし（2）に定める団体を除くこととする。

(4) この要綱において「コンソーシアム」とは、茶業関係団体及び産業支援機関等の２者以上で組織され、運営に関する規約及び会計処理規程を定めている共同事業体等をいう。

(5) この要綱において「輸出生産拠点」（以下「拠点」という。）とは、輸出に取り組む茶業者によって組織され、拠点化計画（静岡茶輸出生産拠点選定実施要領（令和６年12月17日付け農茶第262号お茶振興課長通知）第２(4)の拠点化計画をいう。）を作成し、輸出生産の拠点として選定されたものをいう。

(6) この要綱において「茶業者等」とは、茶を生産する農業者や茶を荒茶に加工して販売する食品事業者又はこれらの者で組織する団体のことをいう。

第３　補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第４　交付の申請

(1) 提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

エ　資金状況調べ（様式第４号）

オ　その他参考となる書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第５　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業の内容の変更をしようとする場合

(ｱ) 事業実施主体の変更

(ｲ) 施工場所、設置場所、実施場所の変更（第２の(1)イ、ウの事業に限る。）

(ｳ) 事業種目（別表の「補助対象経費」の欄に掲げる経費の区分をいう。以下同じ。）の新設又は廃止（第２の(1)イの事業に限る。）

(ｴ) 事業量の20パーセントを超える変更

(ｵ) その他知事が必要と判断した変更

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（１件当たりの取得価格が50万円未満のものを除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が定める期間）内において、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。なお、茶樹の処分制限期間は15年と定める。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても財産管理台帳（様式第５号）を整備し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

(7) 補助金の対象期間内において、他の補助制度により同様の補助を受ける場合、本補助金は受けられないこと（第２の(1)ウの事業を除く。）。

第６　変更の承認申請

提出書類　各１部

ア　変更承認申請書（様式第６号）

イ　変更事業計画書（様式第２号）

ウ　変更収支予算書（様式第３号）

エ　資金状況調べ（様式第４号）

オ　その他参考となる書類

第７　実績報告

(1) 提出書類　各１部

ア　実績報告書（様式第７号）

イ　事業実績書（様式第２号）

ウ　収支決算書（様式第３号）

エ　財産管理台帳（様式第５号）

オ　その他参考となる書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は次に掲げる期限のいずれか早い日まで

ア　第２の(1)アの事業は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月末日

イ　第２の(1)イの事業は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の２月末日

ウ　第２の(1)ウの事業は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月 20 日

第８　請求の手続

(1) 提出書類　１部

請求書（様式第８号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

第９　概算払の請求手続

提出書類　各１部

ア　概算払請求書(様式第８号)

イ　資金状況調べ(様式第４号)

第 10　消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実施報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第９号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第11　書類の経由

この要綱に基づき提出すべき書類のうち、第２の(1)のイ及びウの事業については、事業実施主体の所在地を管轄する農林事務所を経由し提出するものとする。

第12　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年度分の補助金に適用する。

附　則

この改正は、令和８年度分の補助金から適用する。

別表（第２、第３及び第５関係）

事業名	事業実施主体	補助の対象	補助率（額）
海外販路開拓支援事業	県内の茶業関係団体及び産業支援機関等の２者以上により組織する共同事業体等	海外での大規模販路開拓を目的とした展示会出展に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 需用費（共通装飾費等） (2) 役務費（PR ブース等共通デザイン費等） (3) 使用料及び賃借料（各事業者のブース出展料等） (4) その他事業の実施に必要であると知事が認める経費	左に掲げる経費の２分の１以内とし、700 万円を限度とする
輸出拡大生産転換設備等導入支援事業	拠点の茶業者又は茶業者で組織する団体等	輸出需要に対応した茶の生産体制への転換に要する次に掲げる経費 (1) 茶園管理機械施設 (2) 茶製造機械施設 (3) 茶工場衛生対応等改修改良工事 (4) その他事業の実施に必要であると知事が認める経費	左に掲げる経費の２分の１以内とし、1,500 万円を限度とする
輸出拡大生産体制強化支援事業	市町	拠点の茶業者等が、国事業「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進の茶の改植等の促進」（以下「国の茶改植事業」という。）に申請し、輸出需要に対応した茶の生産拡大に要する次に掲げる経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植 (2) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種の新植 (3) 改植等に伴う植栽初期管理 (4) 「てん茶」生産のための被覆栽培への転換	以下の定額の範囲内で、かつ市町補助金の同額以内 (1) 7.6 万円/10a (2) ６万円/10a (3) 7.05 万円/10a (4) ５万円/10a ただし、国の茶改植事業の申請額の２分の１を限度とする
	拠点の茶業者又は茶業者で組織する団体等	拠点の茶業者等が、国の茶改植事業に申請し、輸出需要に対応した茶の生産拡大に要する次に掲げる経費 (1) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植 (2) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種の新植 (3) 改植等に伴う植栽初期管理 (4) 「てん茶」生産のための被覆栽培への転換	

様式第１号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

静岡茶海外戦略展開支援事業補助金交付申請書

第　　　号
年　月　日

静岡県知事　　氏　　　名　様

（申請者）
所在地
名　称
代表者　　　　氏　　　　　名

年度において、静岡茶海外戦略展開支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

１　交　付　申　請

(1) 金　　　額　　　　　　　　　　円

(2) 事業の目的

２　概算払の承認申請

(1) 金　　　額　　　　　　　　　　円
(2) 理　　　由
(3) 時　　　期

口座振替先　金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）　法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第２号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

静岡茶海外戦略展開支援事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

１　事業の区分

<table>
<tr><th colspan="2">事業名</th><th>内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">海外販路開拓支援事業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">輸出拡大生産転換設備等導入支援事業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">輸出拡大生産体制強化支援事業</td><td>有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植</td><td></td></tr>
<tr><td>有機茶やてん茶等の生産に適した品種の新植</td><td></td></tr>
<tr><td>改植等に伴う植栽初期管理</td><td></td></tr>
<tr><td>「てん茶」生産のための被覆栽培への転換</td><td></td></tr>
</table>

※該当する内容に「○」を記載すること。

２　事業内容

(1) 目的

(2) 内容

内　　　容	実施（予定）時期	備　考

３　施行場所等（第２の(1)イの事業に限る。）

施行場所又は設置場所	住　所	事業種目	整備内容

４　実施場所及び実施面積（第２の(1)ウの事業の実施主体が拠点の茶業者又は茶業者で組織する団体等に限る。）

<table>
<tr><td>事業を実施する茶園所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>取組メニュー</td><td>面積
（アール）</td><td>国費補助額
（円）※</td><td>県費補助額
（円）</td><td>市費補助額
（円）</td></tr>
<tr><td>有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>有機茶やてん茶等の生産に適した品種の新植</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>改植等に伴う植栽初期管理</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>「てん茶」生産のための被覆栽培への転換</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※国の茶改植事業の補助を受ける場合記載

4　経費の配分

区　　　　　　　分	総事業費	負　担　区　分				備　考
		国費補助金	県費補助金	市町費補助金	その他	
	円	円	円	円	円	
合　　　　　　　計						

5　事業完了（予定）年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

（注）変更事業計画は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第３号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

静岡茶海外戦略展開支援事業収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

１　収入の部

区　　分	予算額	変更予算額 決算額	比　　較		備　考
			増	△減	
県費補助金 その他	円	円	円	円	
合　　計					

２　支出の部

区　　分	予算額	変更予算額 決算額	比　　較		備　考
			増	△減	
静岡茶海外戦略展開支援事業 （　　　　　　　　　　　）	円	円	円	円	
合　　計					

様式第４号（用紙　日本産業規格Ａ４縦）

資　金　状　況　調　べ

区分／月別	収　　入				支　　出				差引残高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第５号（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：

補助金事業名	静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金	事業実施年度	年度	地区名	地区

事業名	事業の区分	事業内容			工期		総事業費	経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
		工種構造施設区分	施行箇所又は設置場所	事業量(数量)	着工年月日	竣工年月日		負担区分				耐用年数等	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
								県費補助金	市町費補助金	自己資金	その他					

様式第６号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

静岡茶海外戦略展開支援事業計画変更承認申請書

第　　　号
年　月　日

静岡県知事　　氏　　　名　　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　　　名

年　　月　　日付け　　第　　　号により補助金の交付の決定を受けた静岡茶海外戦略展開支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

１　変更の理由

２　変更の内容

変更の内容	変　　更　　前	変　　更　　後	備　　　考

（注）　法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第７号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

実　績　報　告　書

第　　　号
年　月　日

静岡県知事　　氏　　　名　　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　　　名

年　　月　　日付け　　第　　　号により補助金の交付の決定を受けた静岡茶海外戦略展開支援事業が完了したので、下記関係書類を添えて報告します。

＜添付する関係書類＞
１　事業実績書（様式第２号）
２　収支決算書（様式第３号）
３　その他参考となる書類

（注）　法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第８号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

請　求　書（概算払請求書）

金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

ただし、　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により補助金の交付の確定を受けた静岡茶海外戦略展開支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　月　日

静岡県知事　　氏　　　名　　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　　　名

（注）　法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第９号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

消 費 税 仕 入 控 除 税 額 等 報 告 書

第　　　号
年　月　日

静岡県知事　　氏　　　名　　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　　　名

　　年　月　日付け　第　　号により補助金の交付の決定を受けた静岡茶海外戦略展開支援事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

１　補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円
　（　　年　月　日付け　第　号による額の確定通知額）
２　補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円
３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円
４　補助金返還相当額（３の額から２の額を差し引いた額）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

（注）　法人その他の団体にあっては、以下の項目についても記載すること。
　　　責任者　職・氏名
　　　作成者　職・氏名